

鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、県産本格焼酎の高付加価値化を図るため、鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき事業を行う補助事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第5号に規定する酒類等の製造免許を有し、鹿児島県内に本店若しくは主たる事務所を有する事業者、又は事業者グループ（本事業を実施するため、複数の事業者、又は事業者と異なる業種の民間企業者等の2者以上で構成する共同事業体）の代表事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付対象者から除外するものとする。

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者の団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に避難されるべき関係を有しているとき。
- （5）法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。
- （6）県税を滞納しているとき。

（補助対象経費及び補助率）

第3条 補助金の交付の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 補助金額は5,000千円以内とし、補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）収支予算書（別記第3号様式）
- （3）県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- （4）その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の30パーセントを超える増減
- (2) 補助事業計画の内容変更(ただし、軽微なものを除く。)

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(中止等の報告)

第8条 規則第11条第2項第1号の規定に該当する場合に行う報告は、別記8号様式によるものとし、その提出期限は中止又は廃止の理由が生じた日から起算して10日を経過する日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条第1項の規定による事業遂行状況報告については、別記9号様式により知事が別に指定する日までに報告しなければならない。

(事業の着手)

第10条 事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。ただし、補助金の交付申請者(以下「申請者」という。)が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、申請者は、あらかじめ、知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した事前着手届(別記第10号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項のただし書により交付決定の前に着手する場合には、申請者は、事業の内容及び補助金の交付が確実となってから着手するものとする。この場合において、申請者は交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすること、また、事業の全部又は一部が補助の対象とならないことがあることを了知の上で行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(別記第2号様式)
- (2) 収支精算書(別記第3号様式)
- (3) 証拠帳票類の写し
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第12条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書(別記第12号様式)により行うものとする。

(補助金の交付)

第13条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第13号様式のとおりとし、知事が必要と認める書類を添付するものとする。

2 この補助金は、80パーセント以内までは概算払により交付することができる。ただし、内容審査の結果、補助金の概算払をする必要があると認められる場合とする。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

(補助事業の経理等)

第14条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助金等に係る支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出に係る証拠書類を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月30日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	補助対象経費	内 容
共通経費	会議費	企画運営会議に係る経費
高付加価値酒の開発	コンサル費	開発に要する各種（酒質やボトルデザインの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等による）コンサルタントに要する経費
	旅 費	開発に直接必要な他の酒類（日本酒やウイスキー等）の先行事例等の視察や勉強会、商品づくりに必要な事業者等（外部専門家等含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	開発に必要な資材・試作品等輸送費等
	使用料・賃借料	開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等
	原材料費	試作品製造に必要な原材料・副資材等の経費。 ※1 副資材とは、試作開発に必要な備品や消耗品費等を指す。 ※2 購入する原材料は必要最小限とし、補助事業期間中に使い切ることを原則とする。補助事業完了時点での未使用残存品に相当する経費は、補助対象とならない。
	委託費	試作品製造（事業者等が製造する部分を除く）、ボトル制作、ラベル・パッケージ開発等商品開発に必要な委託費
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費
販路開拓等	コンサル費	販路開拓等に要する各種（マーケティングの専門家、トップバーテンダーやソムリエ等）コンサルタントに要する経費
	旅 費	販路開拓等に直接必要な事業者等（外部専門家等を含む）の旅費交通費、宿泊費。ただし、グリーン車、ビジネスクラス等、特別に付加された料金は補助対象外。
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費等
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料等
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費等
	委託費	飲食店や酒飯店を対象とした商品プロモーションイベントの開催費、対象商品の映像・営業ツール製作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等販路開拓等に必要な委託費
	販売促進活動費	国内外のコンクール・物産展・展示会等出展経費、クラウドファンディング出展経費、ECサイト掲載経費等※出展等に伴う通訳料・翻訳料、保険料、倉庫保管料等も対象
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費

<補助対象とならない経費>

- (1) 事業者グループの構成員同士による本事業対象商品の取引（購入費，設置費等）に要する経費
- (2) 交付申請時に補助対象経費として申請していない経費
- (3) 不動産の購入又は賃借料に係る経費，事務機器や什器等の財産形成につながる経費
- (4) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (5) 水道光熱水費
- (6) 交際費，飲食に係る経費
- (7) 人件費
- (8) 他の用途の経費と区分ができない経費
- (9) 事業の実施期間内に支出が完了しない経費
- (10) 上記のほか，公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金交付申請書

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 誓約事項 ※以下のすべての項目に☑を入れてください。

- 当社（私）は、反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約します。
- 当社（私）は、現在、法令違反による処罰を受けておらず事業運営に支障のないことを確約します。
- 申請書及び添付書類の記載事項に虚偽はありません。なお、虚偽の申請等を行ったことが判明した場合には補助金を返還します。

3 関係書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) 県税の納税証明書（未納がないことの証明）

第2号様式（第4条、第6条及び第10条関係）

鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
事業（変更）計画書（事業実績報告書）

※記入欄（行）が不足する場合は適宜追加してください。

1 申請者（代表事業者）の概要

ふりがな	
名称	
代表者職氏名	
本社所在地	
電話(FAX)番号	
e-mail	
ホームページ	
担当者連絡先	(部署名) _____ (職氏名)
	(電話)
	(e-mail)
本事業の実施における自社の強み	
県内本格焼酎製造事業者との連携実績 ※事業グループの場合	

2 申請者の事業活動の概要

設立年月	
業種名	
従業員数	
資本金(千円)	
取扱商品名等 営業活動地域	
年間売上(千円)	
主な販売先	

3 事業の内容

①事業名	
②事業の狙い・コンセプト (本事業を実施に至った背景・目的、取組内容を簡潔に記載してください)	

③ 事業グループの概要	構成員名(所在地)	担当者職氏名	役割
(構成員の企業名等, 担当者職氏名, 事業における役割を記載してください。) ※事業グループの場合			
④ 実施体制図 (事業グループの構成員やグループ外の外注先も含めたプロジェクトの推進体系図を可能な範囲でお示してください) ※該当する場合			
⑤ 高付加価値商品の開発 (実施事業の該当する具体的な内容について記載してください。) (ex.)	【商品づくり】 ・高付加価値酒づくりのため, 他酒等の先事例の視察・研修等の実施 ・外部人材を活用した商品開発 ・厳選した高付加価値な原料や貯蔵技術を駆使した高品質な商品の開発 【デザインづくり】 (ex.) ・海外市場を見据えたデザイン性の高いボトルやラベルの製作 ・デザイナー等を活用したデザイン性の高い商品の開発		

⑥ 高付加価値酒の販路開拓等

【チャンネルづくり（マーケティング・ブランディング）】

(ex.)

- ・ 飲食店や酒販店を対象とした高付加価値酒の魅力を伝えるイベント等の開催
- ・ 高付加価値酒の魅力を伝える営業ツールの作成
- ・ トップバーテンダー等国内外の専門家を活用した営業等

⑦ 高付加価値酒の既存商品との差別化のポイント

⑧ 商流の継続性
(複数ある場合は商品ごとに記載してください)

【販売予定規格量 (ml) ・ 希望小売価格(円)】

【自社のレギュラー酒の希望小売価格：●●●●円】

【定量的な販売目標 (数量, 販売額(千円))】

目標年次	単価(A)	数量(B)	販売額(A×B)
年度(1年目)			
年度(2年目)			
年度(3年目)			

【継続的な商流拡大への取組】

※2年目以降の継続的な需要・販路開拓に向けた取組を記載してください。

【事業の成果 (アウトカム)】

※この欄は本事業の実績報告時に記載してください。

開発商品名	
生産数量	
販売単価(A)	
販売数量(B)	
総販売額(A×B)	
総仕入額(総販売額の内数)	
(=製造事業者等の総売上額)	

<p>⑨ 本格焼酎産業への寄与 (本事業を契機に県内の本格焼酎産業の高付加価値化や収益性の向上にどのように貢献するか記載してください)</p>	
<p>⑩ 知的財産権の取得 (開発商品にかかる権利を取得する場合記載してください)</p>	

4 他の補助金等の活用の予定 (該当する内容に○印)

<p>ア 活用する (支援者及び補助事業等名) (支援者名:) (補助事業等名:)</p> <p>イ 活用しない</p>
--

5 事業実施スケジュール

※上記事業の概要の3-⑤高付加価値商品の開発, 3-⑥高付加価値酒の販路開拓等への記載内容に沿って, 事業開始から実績報告までわかりやすく記載してください。行などが不足する場合は, 適宜追加等をしてください。

実施時期	年度(前期)				
取組内容	5月	6月	7月	8月	9月

実施時期 取組内容	年度(後期)				
	10月	11月	12月	1月	2月

第3号様式（第4条，第6条及び第10条関係）

（変更）収支予算（精算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 （精 算 額）	備 考
計	円	

（注）収入に他の補助金等がある場合，備考欄には当該補助金等の名称を記載すること。

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額 （精 算 額）	備 考
計	円	

（注）別紙様式「経費内訳書」を作成すること

経費内訳書

（単位：円）

区分	事業経費	うち補助 対象経費
※事業計画書の「3 事業の内容」に沿って、経費の区分がわかるように記載すること	※具体的な積算根拠・内訳を記すこと	※事業経費のうち補助対象経費に係る経費を記載すること
合 計		

（注）※全て消費税抜き（小数点以下は切り捨ててください）で計上してください。

第4号様式（第5条関係）

第 号

年 月 日

（販路拡大・輸出促進課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました。

記

1 補助金の額

金 円

2 交付の条件

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

3 関係書類

- （1）事業変更計画書（別記第2号様式）
- （2）変更収支予算書（別記第3号様式）

第6号様式（第6条関係）

第 号

年 月 日

（販路拡大・輸出促進課扱い）

様

鹿児島県知事

印

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）

補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった上記補助事業の変更については、鹿児島県補助金等
交付規則第7条の規定により承認します。

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日
（販路拡大・輸出促進課扱い）

様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け申請書で申請のあった上記補助事業の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 補助金の額

金 円

2 交付の条件

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

年度鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知があった標記事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、鹿児島県補助金交付規則第 11 条及び鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第 8 条の規定により申請します。

記

- 1 中止又は廃止の理由
- 2 中止又は廃止の期間

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
 団 体 名
 代表者名

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
 補助金遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知があった標記事業について、鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第9条の規定により、年 月 日現在の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

1 事業名 _____

2 事業の遂行状況

事業費計	年 月 日までに 完了したもの		年 月 日以降に 実施するもの	
	事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月日
円	円	%	円	年 月 日予定

(注) 「事業名」は、申請時の第2号様式事業計画書に記載した事項について記載すること。

(注) 「事業費計」の欄には、申請時の第3号様式収支予算書に記載した予算額について記載すること。

(注) 提出の際には、遂行状況がわかる資料（証拠帳票類の写し、試作品や成果・実績等についての資料）を添付すること。

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

年度鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）

補助金事前着手届

鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり条件を了承の上、事業を交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこととします。
- 2 実施事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこととします。

事業名	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

（注）「事業名」は、申請時の第 2 号様式事業計画書に記載された事項を記載すること。

（注）「事業費」欄は、総事業費とする。

第 11 号様式（第 11 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

年度鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき上記補助事業を実施した
ので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書（別記第 2 号様式）
- 2 収支精算書（別記第 3 号様式）
- 3 証拠帳票類の写し

第 年 月 日
号
(販路拡大・輸出促進課扱い)

様

鹿児島県知事 印

年度鹿児島県SHOCHU市場開拓事業（高付加価値化支援）
補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった上記補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

補助金交付確定額

金 円

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所
団 体 名
代表者名

年度鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定（確定）通知書に基づく上記補助金を
交付して下さるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求しま
す。

記

1 請求金額 金 円

総 額	
前回までの交付額	
今 回 請 求 額	
未 請 求 額	

（振込口座情報）

口座番号	
金融機関名	
当座・普通	
フリガナ	
口座名義人	

別記

第 14 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

年度鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）

補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった上記補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿児島県 S H O C H U 市場開拓事業（高付加価値化支援）補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり概算払して下さるよう申請します。

記

1 概算払申請額

金 円

総事業費	補助金額	概算払 受領済額	今回申請額	残額

2 概算払を必要とする理由